

明監報第16号

福祉部定期監査及び行政監査結果報告のこと

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成28年(2016年)11月9日

明石市監査委員 林 郁 朗

同 星 川 啓 明

同 松 井 久美子

同 楠 本 美 紀

福祉部定期監査の結果について

I 監査の対象

福祉部

福祉総務課 生活福祉課 障害福祉課 発達支援課 高年介護室

II 監査の期間

平成28年8月24日から平成28年11月9日まで

III 監査の範囲

平成28年6月末日現在における財務に関する事務

IV 監査の方法

福祉部各課から予算の執行状況、物品の管理状況等について、資料の提出を求め、関係諸帳簿等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、財務会計処理が法令等に基づき適正に行われているか、事務の執行が計画的かつ効率的に行われているかについて監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 予算の執行等
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 補助金
- (5) 貸付金
- (6) 契約事務
- (7) 財産管理
- (8) 文書事務
- (9) 出張命令
- (10) その他

V 監査の結果

今回の監査は、財務に関する事務の執行状況を中心に実施したのであ

るが、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかし、次のような事例が見受けられたので、検討のうえ、改善措置を講じられたい。

また、別途改善の検討を指示した事項についても、改善措置を講じられたい。

1 補助金について

福祉総務課においては、社会福祉法人明石市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が行う福祉コミュニティづくりや在宅福祉活動の増進、ボランティアの開拓と育成を目的とした活動に必要な人件費等を対象に補助金を交付している。

協議会から提出された交付申請書等の内容を審査し、補助金の交付の決定を行っているところであるが、申請内容が適正なものであると判断するための明確な基準が定められていなかった。

補助の目的や対象等を明確にするとともに、職員間の事務引継ぎを遺漏なく行うため、審査基準を整備し交付申請書等の内容を適切に審査されたい。

2 財務事務の適正な執行について

福祉部においては、高齢者・障害者などへ各種給付金を支給するとともに、福祉に係る事業の一部を他団体への委託により実施している。

予算の執行に係る決裁の内容や契約の履行確認の状況などを調査したところ、支出の根拠となる法令等や積算内容を確認せず執行しているものや実績報告書の審査が適切に行われていないものなどが多数見受けられた。

これらの予算の執行に当たっては、多額の公金支出を伴うことから、支出の根拠法令等に対する理解を深め、審査を着実にを行うなど財務事務の適正な執行に努められたい。

福祉部行政監査の結果について

I 監査のテーマ

「準公金の取扱いについて」

(選定の理由)

本市においては、市職員が職務の遂行上やむを得ず、地域団体等の公金以外の現金等（以下「準公金」という。）を取り扱っている事例がある。このような準公金は、法令の規定を根拠に管理をしているものでないことから、明石市財務規則も適用されていないが、公金と同様、適正に管理されていなければならないが、管理上の問題があれば、市の責任が問われることになる。

そのため、準公金の取扱いに関する事務について、行政監査を実施することとした。

II 監査の期間

平成28年8月24日から平成28年11月9日まで

III 監査の範囲

監査事務局の予備監査時点における準公金の取扱いに関する事務

IV 監査の方法

明石市準公金取扱基準に基づいた事務が行われているかについて、福祉部各課の関係書類等を調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法により、監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 準公金の取扱状況について
- (2) 準公金の取扱金額について
- (3) 準公金の管理状況について
- (4) 準公金の事務処理について
- (5) 今後の取扱いについて

V 監査の結果

福祉部で取り扱っている準公金のうち、福祉総務課 2 件、生活福祉課 1 件、発達支援課 1 件の監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められ、事務処理上、特に指摘する事項はなかった。